経済産業省

資料4-3

CCUS事業に関する法的枠組みに関する基本的考え方

資源エネルギー庁

資源・燃料部

石油・天然ガス課

CCUS事業に関する法的枠組みに関する基本的考え方①

- 産業界から、CCUS事業に着目したいわゆる「事業法」の制定について、「緊急提言」あり。特に、貯留事業を行う「地下構造の不確実性」に着目し、法制度上の支援措置や事業リスクの透明化・低減などが必要との認識。
  これらが整備できなければ、民間の「参入」が具体化しないとの考え。

- 「事業法」は、経済法の一種として、「事業者の経済活動に伴う弊害を行政機関が事前に予測し除去する機能（事前規制機能）」等を整備することを
  目的とし、①参入規制、②料金規制、③ネットワーク規制、④公害防止等を実施するものであり、「規制法」として整理されるのが一般的。

- 紺野委員の調査によれば、事実関係は次のとおり。

  - 我が国では、事業法は、事業所管大臣が所管するのが基本。

  - 海外のCCUS先進国（米、英、ノルウェー、豪、インドネシア等）では、CCUS事業法は、石油・天然ガスに関する法制度を基礎に、エネルギー資源所管省庁が所管している事例が多い。

  - 国際的には、CCUS事業法の制定を呼びかけているのが、国際エネルギー機関（IEA）である。

- 我が国では、CCUS事業については、今年、経済産業省が所管する「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」が改正され、JOGMECの業務（出資、債務保証、探査、地質構造調査）に追加された。（参考１）

CCUS事業に関する法的枠組みに関する基本的考え方②

- CCUS事業は、二酸化炭素の利活用、地中貯留を促進することであり、我が国のエネルギーへのアクセスの確保や、排出削減が難しい一般産業の競争力の確保が可能となる重要な事業分野。
- CCUS事業は、当面数が限られ、自然独占になりやすい事業であり、ユーザーとなる排出者による円滑なアクセスを確保する観点から、事業規制を措置する必要性があるのではないか。
- CCUS事業のバリューチェーンを考えると、①分離・回収事業者、②輸送事業者、③貯留事業者が対象となるものと考えられるのではないか。これらにあたっては、他法令を参考に、事業規制の制度化を検討すべきではないか（参考２）。
- 加えて、③貯留事業は、地下構造という不確実性が高い分野となるため、鉱山法規など他法令をベースとして、リスクの透明化や低減を盛り込む必要があるのではないか（参考３）。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための エネルギーの使用の合理化等に関する法律等（※）の一部を改正する法律の概要

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律、エネルギー供給構造高度化法（高度化法）、JOGMEC法、鉱業法、電気事業法

背景

✓ 第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、**「2050年カーボンニュートラル」や2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け**、**日本のエネルギー需給構造の転換を後押し**すると同時に、**安定的なエネルギー供給を確保**するための制度整備が必要。

法律の概要

✓ **省エネの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進**、**脱炭素燃料や技術への支援強化**、**電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け**等の措置を講ずることで、①需要構造の転換、②供給構造の転換、③安定的なエネルギー供給の確保を同時に進める。

（１）需要構造の転換（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

① 非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化
- 非化石エネルギーの普及拡大により、供給側の非化石化が進展。これを踏まえ、**エネルギー使用の合理化（エネルギー消費原単位の改善）の対象に、非化石エネルギーを追加**。化石エネルギーに留まらず、エネルギー全体の使用を合理化

② 非化石エネルギーへの転換の促進
- 工場等で使用するエネルギーについて、**化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギーの使用割合の向上）を求める**
- 一定規模以上の事業者に対して、**非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求める**

③ ディマンドリスポンス等の電気の需要の最適化
- 再エネ出力制御時への需要シフトや、需給逼迫時の需要減少を促すため、**「電気需要平準化」を「電気需要最適化」に見直し**
- 電気事業者に対し、**電気需要最適化に資するための措置に関する計画（電気需要最適化を促す電気料金の整備等に関する計画）の作成等を求める**

（２）供給構造の転換（高度化法、JOGMEC法、鉱業法）

① 再生可能エネルギーの導入促進
- JOGMECの業務に、**洋上風力発電のための地質構造調査等**を追加
- JOGMECの出資業務の対象に、**海外の大規模地熱発電等の探査事業（経済産業大臣の認可が必要）**を追加

② 水素・アンモニア等の脱炭素燃料の利用促進
- 位置づけが不明瞭であった**水素・アンモニアを高度化法上の非化石エネルギー源として位置付け**、それら脱炭素燃料の利用を促進（高度化法）
- JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**水素・アンモニア等の製造・液化等や貯蔵等**を追加

③ CCS※の利用促進
- JOGMECの出資・債務保証業務等の対象に**CCS事業及びそのための地層探査**を追加
- **火力発電であってもCCSを備えたもの（CCS付き火力）は高度化法上に位置付け**、その利用を促進（高度化法）

④ レアアース・レアメタル等の権益確保
- **レアアースを鉱業法上の鉱業権の付与対象に追加**し、経済産業大臣の許可がなければ採掘等できないこととする（鉱業法）
- JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬**を追加

※Carbon dioxide Capture and Storage(二酸化炭素を回収・貯蔵すること)

（３）安定的なエネルギー供給の確保（電気事業法）

① 必要な供給力（電源）の確保
- 発電所の休廃止が増加し、安定供給へのリスクが顕在化している状況を踏まえ、発電所の休廃止について事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講ずる時間を確保するため、**発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改める**
- 脱炭素化社会での電力の安定供給の実現に向けて、**経済産業大臣と広域的運営推進機関（広域機関）が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化**

② 電力システムの柔軟性向上
- 脱炭素化された供給力・調整力として導入が期待される**「大型蓄電池」を電気事業法上の「発電事業」に位置付け、系統への接続環境を整備**

※上記のほか、JOGMECによる事業者に対する情報提供や石油精製プロセスの脱炭素化などの措置を講ずる。

（参考1）JOGMEC法改正（CCS関係）

- **資源国や事業者によるクリーンな資源の開発・利用ニーズの高まり**を背景に、**CO2の排出量を削減するCCS事業が、将来的に既存権益の維持や新規権益の獲得に必須なものとなる**ことが予見される。一方で、CCSのための貯留層探査や掘削に多額の投資が必要となるにもかかわらず、正確な貯留量の把握が困難といった地下リスクがあり、民間投資が進んでいない。そのため、新たにJOGMECが**CCSに係るリスクマネー支援等を行う（出資・債務保証等）**。

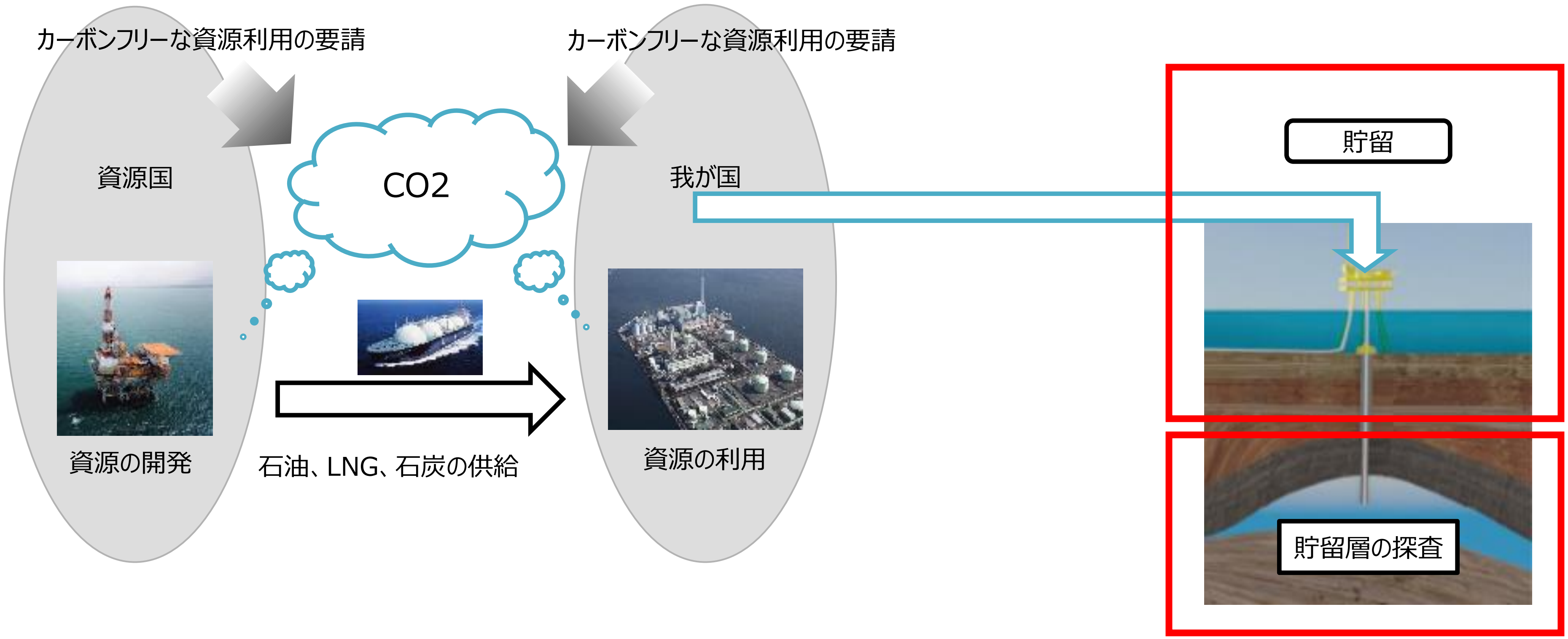

（参考２）CCS事業の規制の射程

- 各事業者の役割や想定する企業のイメージは次の通り。

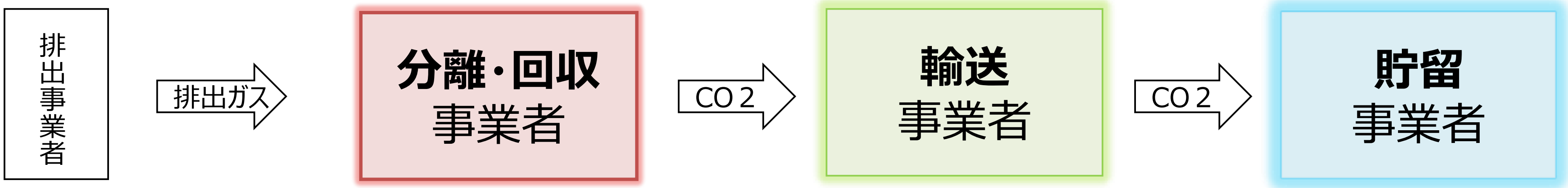

役割	排出事業者の依頼を受けて排出ガスからCO_2を分離・回収する者	分離・回収事業者の依頼を受けてCO_2を輸送する者	分離・回収事業者の依頼を受けてCO_2を貯留する者
求められる機能	• CO_2分離施設の設計、設置、保守 • ガスの取扱い	• パイプライン、船舶又はローリー等の運用 • ガスの取扱い	• 地質評価 • 掘削 • ガスの取扱い
事業者の例	• エンジニアリング会社 • その他分離技術を有する者	• 導管事業者 • 船舶運航事業者 • 運送事業者	• 石油天然ガス開発事業者 等

（参考３）事業規制のイメージ

分離・回収
事業者

ガス製造事業者
とのアナロジー

届出制

・事業の届出
・業務（約款、設備容量等の公表義務、
測定義務、禁止行為、分離・回収計画
業務改善命令）
・会計
・CCS工作物（技術基準、自主的な保安、
工事計画及び検査、使用前検査、
定期自主検査）

輸送
事業者

特定ガス導管事業者
とのアナロジー

届出制

・事業の届出
・業務（託送義務、約款、測定業務、会計分離、
禁止行為、情報管理業務、輸送計画、
業務改善命令）
・会計
・CCS工作物（技術基準、自主的な保安、
工事計画及び検査、使用前検査、
定期自主検査）

貯留
事業者

鉱業権者
とのアナロジー

許可制

・事業の許可（貯留事業権として権利化）
・業務（施業案、約款、測定業務、会計分離、
禁止行為、情報管理業務、貯留計画、
業務改善命令）
・会計
・CCS工作物（技術基準、自主的な保安、
工事計画及び検査、使用前検査、
定期自主検査、集積場等、
現況調査、等）

地下構造の
不確実性への対応

・貯留事業権として権利化、貯留事業財団
・第三者賠償責任の実質的な制限
・モニタリング対象の合理化
・モニタリング責任の分担・縮小・移管